

通級による指導 ハンドブック



徳島県立総合教育センター

はじめに

平成5年に通級による指導が制度としてスタートしたとき、通級による指導を受ける児童生徒は全国で12,259人でした。特別支援教育制度に移行した平成19年は、45,240人、10年後の平成29年は108,946人となり、増加の一途をたどっています。制度開始当初は、「言語障がい」「情緒障がい」「弱視」「難聴」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」を対象としましたが、平成18年以降は「注意欠陥多動性障がい（ADHD）」「学習障がい（LD）」を新たに対象に加えるとともに、それまでの「情緒障がい」を「自閉症」と「情緒障がい」に区分しました。そして、平成30年度より高等学校においても通級による指導が制度化されました。

通級による指導担当者は、本務校をはなれて他校で通級による指導を行う場合があります。そのため、本務校の教職員や保護者、児童生徒への指導・支援、相談機関や医療機関といった関係機関等への情報収集やネットワーク作りなどの役割を、他校においても同様に果たすことが求められます。

本県においても、通級による指導の対象となる児童生徒は増加傾向にあります。また、高等学校においても通級による指導がスタートしました。こうしたことを受けて、通級による指導の充実と理解・啓発の促進を図ることを目的として、「通級による指導ハンドブック」を作成しました。

本ハンドブックは、特別支援教育の動向、通級による指導の制度や運営に関する内容、具体的な実践事例などについてまとめています。

今後、本ハンドブックの活用により、通級による指導の発展・充実、並びに、困難さを抱える児童生徒の主体的・対話的で深い学びの推進につながることを切に願います。

令和2年3月

目 次

第1章 特別支援教育の動向

- 1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築について…………… 2
 - (1) 学校における特別支援教育
 - (2) インクルーシブ教育システム構築にむけて
 - (3) 「障害者差別解消法」と合理的配慮
- 2 連続性のある多様な学びの場としての通級による指導…………… 4
 - (1) 連続性のある多様な学びの場
 - (2) 通級による指導に関する法的根拠
 - (3) 通級による指導の対象となる児童生徒と指導時間について（小・中学校）
 - (4) 高等学校における通級による指導について
- 3 通級による指導の現状…………… 8
 - (1) 通級による指導を受けている児童生徒の推移
 - (2) 通級による指導を受けている児童生徒数（平成29年度）
 - (3) 通級による指導を受けている児童生徒数（平成28年度と平成29年度の比較）
- 4 徳島県における通級による指導の状況…………… 10
 - (1) 通級による指導の実施状況
 - (2) 対象とする障がいと在籍する児童生徒について
 - (3) 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

第2章 通級による指導の仕組み

- 1 通級による指導の目的…………… 13
 - (1) 通級による指導で行う「特別の指導」
 - (2) 通級による指導の効果を発揮する場所としての「通常の学級」
- 2 対象とする児童生徒…………… 15
 - (1) 平成18年度文部科学省第54回中央教育審議会資料「LD・ADHDの児童生徒に対する教育の充実のための制度の見直しについて」に記述されている内容（一部抜粋）
 - (2) 平成25年10月に出された文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について」に記述されている内容（一部抜粋）
 - (3) 学校教育法第81条の2に記述されている内容（特別支援学級について）から考えられること
 - (4) 平成25年10月に出された文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について」の留意事項に記述されている内容
- 3 通級による指導の教育課程（自立活動と授業時数）…………… 18
 - (1) 小・中学校学習指導要領に示された内容
 - (2) 平成28年に行われた学校教育法施行規則の一部改正
 - (3) 通級による指導を行う際の授業時数
 - (4) 通級による指導に関して学校が留意すべきこと
- 4 通級による指導の形態と配慮すべき事項…………… 20
 - (1) 通級による指導の形態
 - (2) 不登校の児童生徒と通級による指導

第3章 通級による指導を支える校内体制

- 1 小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実……………23
 - (1) 組織的かつ継続的な個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫
 - (2) 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方
 - (3) 長期的な視点で教育的支援を行うための個別的教育支援計画
 - (4) 学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫
 - (5) 交流及び共同学習の推進
- 2 通級による指導に関する判断……………25
 - (1) 児童生徒の「困難さ（悩み）」に対する教職員の気づき
 - (2) 本人・保護者へのガイダンス
 - (3) 学校における通級による指導の実施に関する検討
 - (4) その他必要な配慮
- 3 通級による指導の開始・終了までの手続きについて……………28
 - (1) 通級による指導が開始されるまで
 - (2) 通級による指導の実施にあたって
 - (3) 通級による指導の終了
- 4 個別的教育支援計画（作成から保管・活用・引継ぎまで）……………30
 - (1) 個別的教育支援計画とは
 - (2) 個別的教育支援計画の記載について
 - (3) 個別的教育支援計画の活用について
- 5 個別の指導計画（作成と活用）……………32
 - (1) 個別の指導計画とは
 - (2) 個別の指導計画の作成の流れ
 - (3) 指導の評価・改善
- 6 在籍学校（在籍学級）との連携……………35
 - (1) 教員間の連携【特に他校通級の場合の工夫】
 - (2) 連携の実際
 - (3) 連携上の課題
- 7 校長の役割及び校内委員会、特別支援教育コーディネーター等との連携……………38
 - (1) 校長の役割
 - (2) 校内委員会との連携
 - (3) 特別支援教育コーディネーターとの連携

第4章 通級による指導の実際

- 1 通級による指導における望ましい教室環境の工夫……………41
- 2 通級による指導担当教員に求められる専門性……………43
 - (1) 通級による指導担当教員に求められること
 - (2) 通級による指導担当教員の年間スケジュール
 - (3) 通級による指導を行う上で必要とされる公簿類
- 3 在籍学校（在籍学級）・保護者との連携の実際（指導の記録・連絡ファイルの活用例）……………45
 - (1) 在籍学校（在籍学級）との連携
 - (2) 保護者との連携
- 4 関係機関との連携の実際……………48
 - (1) 就学前-小学校-中学校-高等学校・特別支援学校高等部等の連携（縦の連携）
 - (2) 関係機関とのネットワーク構築と連携（横の連携）
 - (3) 特別支援学校における通級による指導について

第5章 実践事例……………54

第 1 章 特別支援教育の動向

1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築について

- (1) 学校における特別支援教育
- (2) インクルーシブ教育システム構築にむけて
- (3) 「障害者差別解消法」と合理的配慮

2 連続性のある多様な学びの場としての通級による指導

- (1) 連続性のある多様な学びの場
- (2) 通級による指導に関する法的根拠
- (3) 通級による指導の対象となる児童生徒と指導時間について（小・中学校）
- (4) 高等学校における通級による指導について

3 通級による指導の現状

- (1) 通級による指導を受けている児童生徒の推移
- (2) 通級による指導を受けている児童生徒数（平成29年度）
- (3) 通級による指導を受けている児童生徒数（平成28年度と平成29年度の比較）

4 徳島県における通級による指導の状況

- (1) 通級による指導の実施状況
- (2) 対象とする障がいと在籍する児童生徒について
- (3) 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

I 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築について

(1) 学校における特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育

特別の指導を行う場として・・・

通常の学級 通級による指導 特別支援学級 特別支援学校

- ◆ 社会の変化とともに、通常の学級に障がいのある児童生徒が在籍するケースも増加 → 交流及び共同学習が促進されていく。

障がいのある児童生徒を含めた「集団の中における学び」をいかに保障・充実させていくかが課題になっています。

※ 医師の診断の有無だけで適切な指導や支援を行うかどうかは決定されるものではありません。

(2) インクルーシブ教育システム構築において

インクルーシブ教育システムとは・・・

人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

障がいのある子とない子が「できるだけ同じ場で共に学ぶ」ことをめざし、それぞれの子どもが「学習活動に参加している実感・達成感」をもちながら、「充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けている」かどうかを最も本質的な視点である。

(平成24年 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)より一部抜粋)



障害者の権利に関する条約（平成26年）
障害者基本法改正（平成25年）

共生社会形成に向けたインクルーシブ教育システム構築へ

(3) 「障害者差別解消法」と合理的配慮



※ 内閣府リーフレット

「障害者差別解消法（平成28年）」の制定
によって禁止されたこと

- ① 「不当な差別的取扱い」
- ② 「合理的配慮の不提供」

合理的配慮とは・・・

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

合理的配慮の否定は、障がいを理由とする差別に含まれるとされています。



合理的配慮の提供に関する留意点

- ① 一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。
- ② 設置者・学校と本人・保護者により、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供される。
- ③ 合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画に明記することが望ましい。



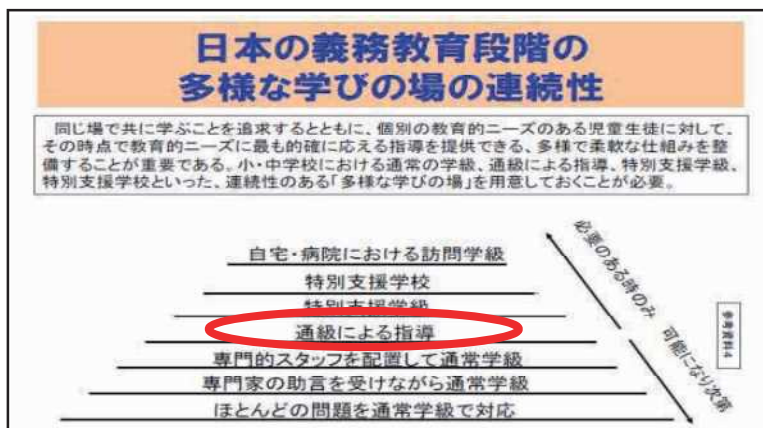
〔合理的配慮の提供に関する合意形成のプロセス〕

- ① 校内相談支援体制の整備 → 学校の相談窓口の周知
- ② 本人・保護者からの申出を受ける（意思の表明）
- ③ 合意形成に向けて必要な調整を行う。
- ④ 合理的配慮の決定 → 個別の教育支援計画への明記
- ⑤ 合理的配慮の提供
- ⑥ 合理的配慮の定期的な評価 → 柔軟に見直しを行う

教育的ニーズは
子どもの成長ととも
に変化します。
ニーズが変われば、
合理的配慮も
変わります。

2 連続性のある多様な学びの場としての通級による指導

(1) 連続性のある多様な学びの場



- ・ 通級による指導も「多様な学びの場」の一つです。
- ・ 平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化されました。

平成24年7月文科省初等中等教育分科会（第80回）配布資料
「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告2」より作成

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（平成29年3月）

- ・ 通級による指導の基礎定数が新設

(2) 通級による指導に関する法的根拠

【学校教育法施行規則第140条】

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（**特別支援学級の児童及び生徒を除く。**）のうち**当該障害に応じた特別の指導を行う必要のあるもの**を教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、**特別の教育課程**によることができる。

- | | | | |
|---------------------|---------|--------------|-------|
| 一 言語障害者 | 二 自閉症者 | 三 情緒障害者 | 四 弱視者 |
| 五 難聴者 | 六 学習障害者 | 七 注意欠陥多動性障害者 | |
| 八 その他障害 のある者 | | | |

で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

「**当該障害に応じた特別の指導**」とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導をさしています。

「**その他の障害**」とは、肢体不自由、病弱及び身体虚弱をさしています。



特別支援学級の児童及び生徒の場合は、この特別の指導を**特別支援学級**で行うこととなっています。

知的障がい者に関しては、「特別支援学級において日々の生活に結びついた指導を行うことが適当」という理由から、**通級による指導の対象にはなっていません。**

【学校教育法施行規則第141条】

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部もしくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

- 平成28年12月に出された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」では・・・

高等学校における通級による指導に関しても、他校通級について同じような規定が定められました。

規則第140条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部で受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができること

児童生徒が他校で通級による指導を受けている場合、当該児童生徒在籍校の校長は、他校で受けた授業を自校における特別の教育課程による授業とみなすことができます。



- 通級による指導は・・・

自校において、あるいは通級による指導が開設されている他校に通うことによって障がいに応じた特別の指導を受けることが一般的ですが・・・

場合によっては・・・

通級による指導担当教員が、「本務となる学校以外の学校」において通級による指導を行うこともできます。（巡回による指導）



本務となる学校以外において通級による指導を行う場合には、担当教員の身分の取扱いを明確にすることが大切です。

※ 各教育委員会において複数校兼務の兼務発令を行う等が考えられます。

(3) 通級による指導の対象となる児童生徒と指導時間について（小・中学校）

通級による指導を受ける児童生徒の教育課程

各教科等の授業は
通常の学級で



障がいによる学習上または生活上
の困難を改善・克服するための指導
は通級による指導等で

《通級による指導の対象となる児童生徒は・・・》

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの



《注意》

通級による指導は、通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して特別の指導を行う場であって学級ではありません。

【通級による指導時間】年間 35 単位時間～280 単位時間

(LD,ADHDの児童生徒は年間10単位時間～280単位時間)



週当たりで計算すると・・・

週 1 単位時間～8 単位時間程度

※ LD, ADHDの児童生徒は月 1 単位時間程度から

【平成5年1月 文部科学省告示第7号】

「通級による指導に係る特別の教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障害に応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。」と規定



通級による指導時間が多くなる場合、それらをすべて放課後の時間に設定すると、児童生徒の負担が過重となることが心配されるため、一部の授業に替えて通級による指導を組み込んで、児童生徒の負担軽減を図ることで、効果的な指導を行えるという意図から規定。

(小・中の場合) 通級による指導を
小・中の教育課程に加えて実施

(例) 放課後に通級による指導を実施
(自立活動：構音指導を実施)

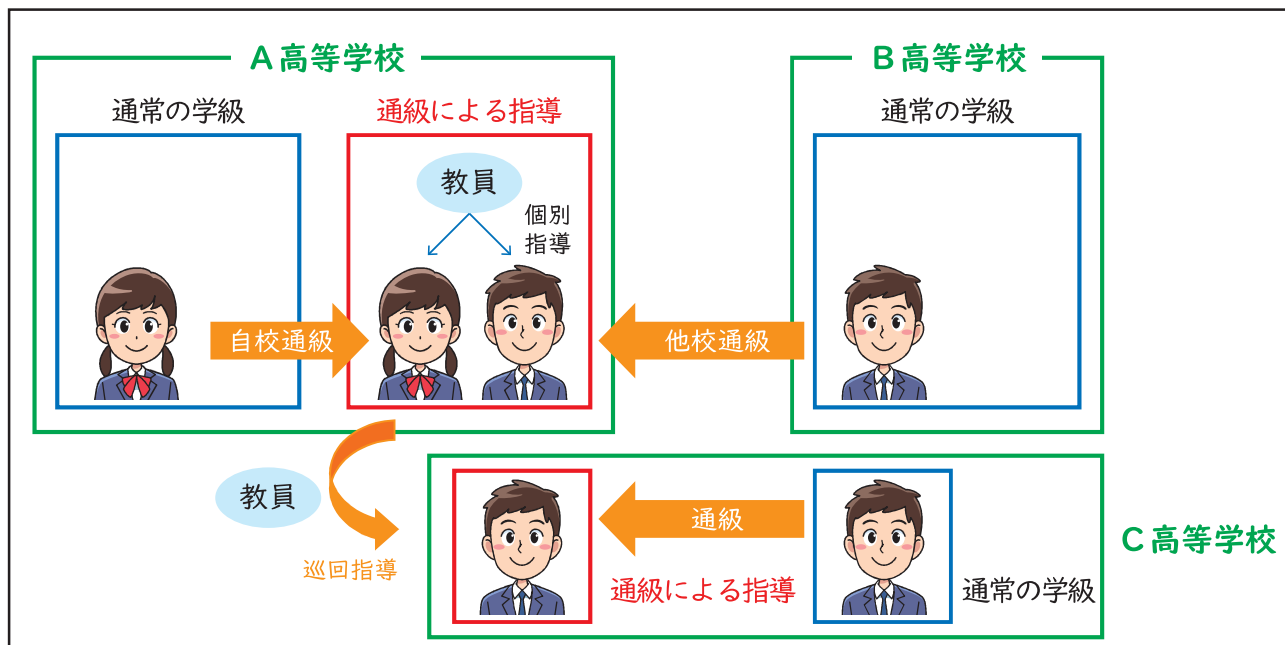
(小・中の場合) 通級による指導を
小・中の教育課程の一部に替えて実施

(例) 月曜4校時【国語 → 通級による指導】
(自立活動：ソーシャルスキルトレーニングを実施)

(4) 高等学校における通級による指導について

小中学校等における、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障がいによる学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」について、高等学校段階においても同様のニーズが高まってきました。

このことから、学校教育法施行規則の改正等を通じて、高等学校における通級による指導を制度化し、平成30年度よりスタートさせました。



高等学校で障がいに応じた特別の指導を行う必要がある生徒を教育する場合、特別の教育課程で実施することになります。

その際、障がいに応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加えて行う場合か、選択教科・科目の一部に替えて行う場合かのどちらかで実施することになります。

●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な 学習(探究) の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障がいに応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	--------------------------------	-------------------	----------------------	----------

授業時数
が増加

●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な 学習(探究) の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障がいに応じた 特別の指導	特別 活動
-------------------------------	--------------------------------	-------------------	------------------	----------

3 通級による指導の現状

(1) 通級による指導を受けている児童生徒の推移



通級による指導を受けている児童生徒数の増加は特に顕著

平成19年度 : 45,240 人 → 平成29年度 : 108,946 人
(10年間で約2.4倍に)

義務教育段階の児童生徒数は年々減少しているが、特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒数、通級による指導を受けている児童生徒数は増加しています。

(2) 通級による指導を受けている児童生徒数（平成29年度）

	計	言語障がい	自閉症	情緒障がい	弱視	難聴	学習障がい	注意欠陥多動性障がい	肢体不自由	病弱・身体虚弱
小学校	96,996	37,134	16,737	12,308	176	1,750	13,351	15,420	100	20
中学校	11,950	427	2,830	2,284	21	446	3,194	2,715	24	9
合計	108,946 (100%)	37,561 (34.5%)	19,567 (18.0%)	14,592 (13.4%)	197 (0.18%)	2,196 (2.0%)	16,545 (15.2%)	18,135 (16.6%)	124 (0.11%)	29 (0.03%)

（文部科学省HP「平成29年度通級による指導実施状況調査報告」より）

- 通級による指導を受けている児童生徒数は・・・
小学校：約9.7万人
中学校：約1.2万人

小学校では

- 1位：言語障がい
- 2位：自閉症
- 3位：注意欠陥多動性障がい

※ 言語障がいは小学校全体の約38%

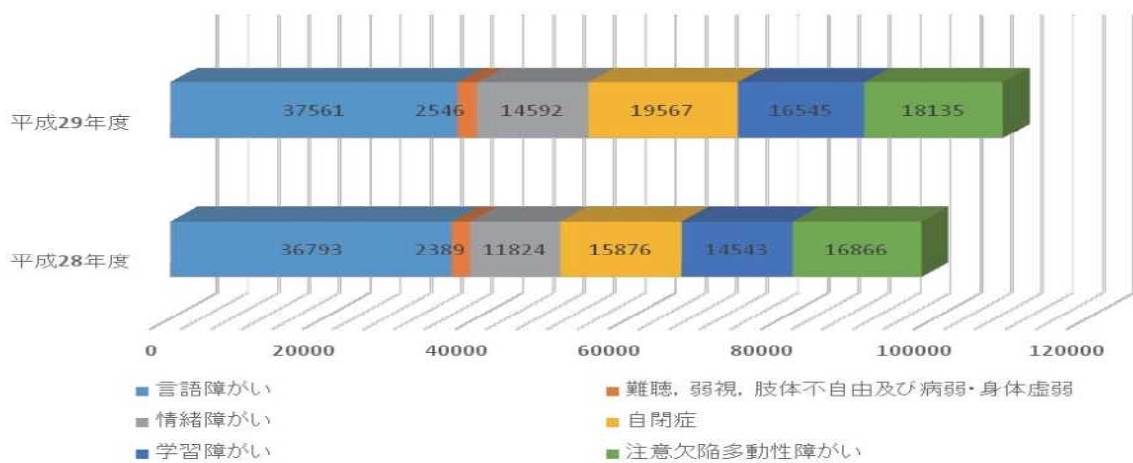
中学校では

- 1位：学習障がい
- 2位：自閉症
- 3位：注意欠陥多動性障がい

※ 学習障がいは中学校全体の約26%

(3) 通級による指導を受けている児童生徒数 (平成28年度と平成29年度の比較)

通級による指導を受けている児童生徒数 (人)



(文部科学省HP「平成29年度通級による指導実施状況調査報告」より)

1年間で通級による指導を受けている児童生徒は約1万人増加しました。

障がい種で見ると、
注意欠陥多動性障がい、学習障がい、自閉症、情緒障がいの増加率が
高くなっています。

小学校												
	週1単位時間未満	週1単位時間	週2～3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間	週10単位時間以上	合計	
言語障害				25,415	10,754	551	181	151	22	14	28	37,134
自閉症				8,790	5,926	980	731	187	62	11	40	16,737
情緒障害				4,385	5,687	815	806	381	98	34	70	12,308
難聴				58	72	5	24	13	2	0	2	176
弱視				857	721	57	59	26	16	5	9	1,750
学習障害	31	139	428	6,473	4,287	930	363	514	69	26	84	13,351
注意欠陥多動性障害	48	384	797	7,026	5,268	982	510	290	44	20	42	15,420
肢体不自由				82	13	3	2	0	0	0	0	100
病弱・身体虚弱				9	9	1	0	1	0	0	0	20
計	79	523	1,225	53,095	32,737	4,324	2,678	1,563	313	110	278	96,896

中学校												
	週1単位時間未満	週1単位時間	週2～3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間	週10単位時間以上	合計	
言語障害				237	158	8	17	4	1	2	1	427
自閉症				1,376	739	108	188	140	209	2	58	2,830
情緒障害				659	593	141	177	299	249	7	126	2,284
難聴				10	4	5	2	0	0	0	0	21
弱視				231	148	5	8	0	15	3	34	446
学習障害	30	67	103	1,379	983	220	193	83	52	21	56	3,194
注意欠陥多動性障害	29	100	142	1,081	812	149	160	105	90	8	31	2,715
肢体不自由				21	2	0	0	0	0	0	1	24
病弱・身体虚弱				3	1	0	0	1	1	0	1	9
計	59	167	245	4,997	3,440	634	745	632	617	43	308	11,950

小学校・中学校 合計												
	週1単位時間未満	週1単位時間	週2～3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間	週10単位時間以上	合計	
合計	138	690	1,470	58,092	36,177	4,958	3,421	2,195	930	153	583	108,946
割合	0.13%	0.6%	1.3%	53.3%	33.2%	4.6%	3.1%	2.0%	0.9%	0.14%	0.5%	100.0%

週1単位時間の児童生徒が
全体の53.3%
(小学校では54.7%,
中学校では41.8%)であり、
週2単位時間の児童生徒が
全体の33.2%
(小学校では33.8%,
中学校では28.8%)である。

週1～2単位時間の児童生徒が
全体の86.5%

ほとんどの児童生徒は、
週1～2単位時間で、
通級による指導を受けて
いるんだね。



(文部科学省HP「平成29年度通級による指導実施状況調査報告」より)

4 徳島県における通級による指導の状況

(1) 通級による指導の実施状況 (令和元.5.1現在)

○県内17市町村

・ 小学校 33校に38教室
・ 中学校 4校に4教室

○県立学校

・ 高等学校 1校
・ 特別支援学校 2校



高等学校においても
通級による指導が制度化
されました
(令和元.5.1現在,1校が実施)。

学校種	設置	設置校名	障がい種別	教室数	自校生	巡回	他校生	計
小学校	徳島市	1 佐古小	言語障がい・LD	1	17	0	5	22
		2 福島小	言語障がい・LD	1	11	0	3	14
			自閉症	1	8	0	3	11
		3 助任小	自閉症	1	12	0	4	16
		4 八万小	言語障がい・LD	1	11	0	3	14
			LD・ADHD	1	14	0	3	17
		5 千松小	LD・ADHD	1	10	0	1	11
		6 国府小	言語障がい・LD	1	13	0	4	17
		7 沖洲小	LD・ADHD	1	11	0	1	12
		8 津田小	LD・ADHD・自閉症	1	12	0	2	14
	鳴門市	9 城東小	LD・ADHD	1	9	0	1	10
		10 川内北小	LD・ADHD	1	11	0	1	12
		11 黒崎小	言語障がい・LD	1	15	0	1	16
	小松島市	12 鳴門市第一小	①言語障がい・LD	1	12	0	2	14
			②言語障がい・LD	1	11	0	2	13
	阿南市	13 桑島小	LD・自閉症	1	9	0	1	10
		14 南小松島小(日赤院内)	言語障がい・LD・病弱	1	16	0	5	21
		15 中野島小(羽ノ浦小)	言語障がい・LD	1	8	0	7	15
		16 見能林小	言語障がい・LD	1	15	0	1	16
	吉野川市	17 津乃峰小	LD・ADHD	1	7	0	0	7
		18 富岡小	LD・自閉症	1	17	0	0	17
	阿波市	19 鴨島小(川島小)	①言語障がい・LD	1	5	8	4	17
			②言語障がい・LD	1	13	0	4	17
	美馬市	20 土成小	LD・ADHD	1	8	0	6	14
	三好市	21 岩倉小	LD	1	18	0	0	18
		22 脇町小	言語障がい・LD	1	13	0	0	13
	美波町	23 池田小	LD・自閉症・ADHD	1	11	0	0	11
	牟岐町	24 日和佐小	LD・ADHD	1	33	0	0	33
	海陽町	25 牟岐小	LD・ADHD・自閉症	1	21	0	0	21
	松茂町	26 穴喰小	LD・ADHD	1	15	0	0	15
	北島町	27 松茂小	LD・ADHD	1	7	0	1	8
	藍住町	28 北島北小	LD・ADHD	1	10	0	0	10
		29 藍住南小	①言語障がい・LD	1	10	0	6	16
	板野町		②言語障がい・LD	1	10	0	5	15
		30 板野東小	LD・ADHD	1	16	0	0	16
	つるぎ町	31 貞光小	言語障がい・LD	1	17	0	0	17
		32 半田小	LD・ADHD・自閉症	1	9	0	0	9
	東みよし町	33 加茂小(昼間小)	LD	1	11	6	0	17
小学計				38	476	14	76	566
中学校	徳島市	34 加茂名中(城西中)	LD・自閉症	1	3	3	0	6
	鳴門市	35 鳴門市第一中	LD	1	12	0	0	12
	小松島市	36 小松島中(日赤院内)	LD・ADHD・病弱	1	3	0	1	4
	阿南市	37 阿南第一中	LD・自閉症	1	5	0	0	5
中学計				4	23	3	1	27
特別支援学校	徳島県	38 徳島視覚支援学校	弱視	1	0	1	0	1
	徳島県	39 徳島聴覚支援学校	難聴	1	0	0	7	7
特別支援学校計				2	0	1	7	8
高等学校	徳島県	40 徳島中央高等学校			12	0	0	12
合計	17市町	小学校33校, 中学校4校, 支援学校2校, 高等学校1		44	511	18	84	613

※障がい種別欄の「LD」は「学習障がい」,「ADHD」は「注意欠陥多動性障がい」

※設置校名欄の()内の学校等へは,巡回による指導を実施。

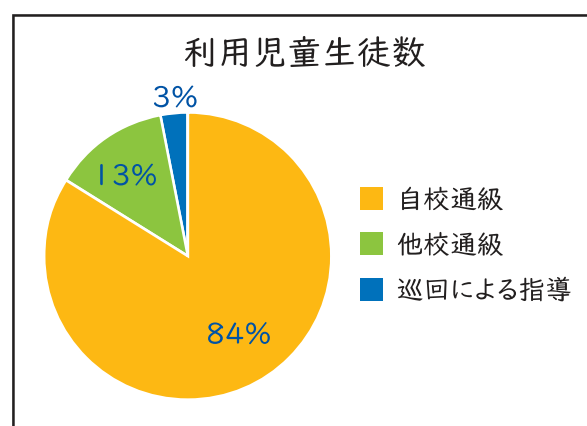
(「令和元年度徳島の特別支援教育」より)

(2) 対象とする障がいと在籍する児童生徒について

- ・ 弱視 特別支援学校 1 教室
- ・ 難聴 特別支援学校 1 教室
- ・ 言語障がい 小学校 16 教室
(すべてLDも対象にしている)
- ・ 上記以外の小・中学校 26 教室は自閉症,
LD, ADHD といった発達障がいを対象と
している。

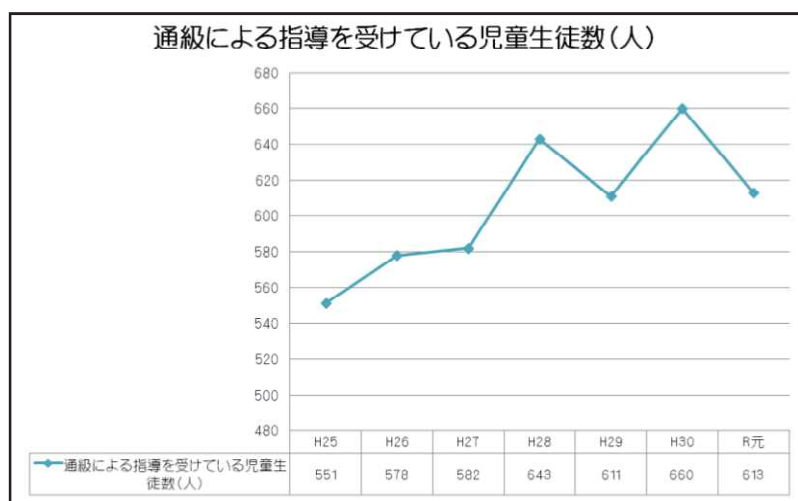
※ 2つの教室(小・中各1教室)は・・・
徳島赤十字病院内で病弱を対象とした
通級による指導も併せて行っている。

小学校では15名を超える教室が20教室
(通級による指導の教室全体の約52%)



巡回による指導を実施している通級による指導の教室は
6 教室(小4教室, 中2教室)

(3) 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



徳島県教育委員会特別支援教育課「徳島県の特別支援教育」
(平成25年度～令和元年度)より作成

小・中学校において通級による指導を受けている
児童生徒数は **601名**です。

本県においても通
級による指導への
ニーズが高まって
いる。



第2章 通級による指導の仕組み

1 通級による指導の目的

- (1) 通級による指導で行う「特別の指導」
- (2) 通級による指導の効果を発揮する場所としての「通常の学級」

2 対象とする児童生徒

- (1) 平成18年度文部科学省第54回中央教育審議会資料「LD・ADHDの児童生徒に対する教育の充実のための制度の見直しについて」に記述されている内容（一部抜粋）
- (2) 平成25年10月に出された文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について」に記述されている内容（一部抜粋）
- (3) 学校教育法第81条の2に記述されている内容（特別支援学級について）から考えられること
- (4) 平成25年10月に出された文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について」の留意事項に記述されている内容

3 通級による指導の教育課程（自立活動と授業時数）

- (1) 小・中学校学習指導要領に示された内容
- (2) 平成28年に行われた学校教育法施行規則の一部改正
- (3) 通級による指導を行う際の授業時数
- (4) 通級による指導に関して学校が留意すべきこと

4 通級による指導の形態と配慮すべき事項

- (1) 通級による指導の形態
- (2) 不登校の児童生徒と通級による指導

I 通級による指導の目的

(1) 通級による指導で行う「特別の指導」

通級による指導で行う「特別の指導」とは・・・

「障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」

(平成5年 文科省告示第7号参照)

特別支援学校の「自立活動」に相当する指導

自立活動の内容は6区分27項目

自立活動の内容は、個々の児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱う。

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

- ① 収集した情報を整理する。
- ② 整理した情報をもとに、指導すべき課題を導き出す。
- ③ 当該児童生徒に対する指導目標（ねらい）を設定する。
- ④ 指導目標を達成するために必要な自立活動の項目を6区分27項目より選定する。

個別の指導計画に整理・記入する。

区分	項目
健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
	(5) 健康状態の維持・改善に関する事
心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事
	(2) 状況の理解と変化への対応に関する事
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事
人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
	(2) 他者の意図や感情の理解に関する事
	(3) 自己の理解と行動の調整に関する事
	(4) 集団への参加の基礎に関する事
環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事
身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事
	(4) 身体の移動能力に関する事
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事
コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
	(2) 言語の受容と表出に関する事
	(3) 言語の形成と活用に関する事
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事

特別支援学校（小学部・中学部）学習指導要領に記載されている自立活動の内容（6区分27項目）

(2) 通級による指導の効果を発揮する場所としての「通常の学級」

小（中）学校学習指導要領「第Ⅰ章 総則」第4 児童（生徒）の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導（1）障害のある児童（生徒）などへの指導 ウより

障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。

その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導の関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

《以上の点を踏まえたとき・・・》

日頃からの教員間の連携が指導の効果を高め、児童生徒の適応力等を育てることにつながっていくと考えられます。

連携した支援の積み重ねにより、児童生徒の「障がいによる学習上又は生活上の困難さ」が大きく改善され、最終的に通級による指導を終えることにつながったというケースも多いのです。



児童生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導を担当する教員との連携をどのように図っていくかは、通級による指導を左右する大きな課題になります！

2 対象とする児童生徒

- (1) 平成18年度文部科学省第54回中央教育審議会資料
「LD・ADHDの児童生徒に対する教育の充実のための
制度の見直しについて」に記述されている内容（一部抜粋）

「通級による指導」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対し、その障害の状態に応じ、週1単位時間～8単位時間程度（LD・ADHDの場合は月1単位時間～週8単位時間程度）行われる特別の指導を指す。

- (2) 平成25年10月に出了た文部科学省初等中等教育局長
通知「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した
支援について」に記述されている内容（一部抜粋）

言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

(3) 学校教育法第81条の2に記述されている内容 (特別支援学級について) から考えられること

2 小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校には，次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために，特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で，特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

LDとADHDは
該当しません。



LD又はADHDの児童生徒で**その他の障がい**を重複しない場合，障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導が必要ならば，それを**通級による指導**で行うケースも少なくない。

LD又はADHDの児童生徒については

- ・ 通常の学級における教員の適切な配慮
- ・ 学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫
- ・ チーム・ティーチングの活用

以上のような対応をすることが適切である場合も多く見られる点にも留意しながら適切な学びの場を考える必要がある。



六の「その他障害」とは，具体的には「言語障がい」と「自閉症・情緒障がい」をさしています。

(4) 平成25年10月に出された文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について」の留意事項に記述されている内容

- ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。
- ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。
- オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

エに示された内容に基づいて、本県においては複数の障がい種を対象とする通級による指導が多くなっています。



3 通級による指導の教育課程（自立活動と授業時数）

（1） 小・中学校学習指導要領に示された内容

平成29年告示 小・中学校学習指導要領

通級による指導や特別支援学級の教育課程編成の基本的な考え方を示す。



「特別支援教育に関する教育課程の枠組みを全ての教職員が理解できるようにする。」という意図が示されている。

（全教職員の理解のもとで、特別支援教育を推進する。）

障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

（小・中学校学習指導要領「第1章 総則」第4の2（1）のウ）

全ての教職員が共通理解した上で通級による指導が行われることと、通級による指導担当教員が自立活動の内容を熟知して指導にあたることが大事です！



（2） 平成28年に行われた学校教育法施行規則の一部改正

（平成28年文科省告示第176号「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」より）

改正された内容

第2 障害に応じた特別の指導の内容の趣旨の明確化

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導

とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする



単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう、規定を改め、その趣旨を明確化しました。

学校の設置者に対しても、その趣旨の周知・指導の徹底を規定



まちがった解釈はNGです！

(3) 通級による指導を行う際の授業時数

平成5年文科省告示第7号第2項 および 平成18年3月文科省告示第54号によれば…

言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、肢体不自由者並びに病弱・身体虚弱者

年間35単位時間～280単位時間（標準）

学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者

年間10単位時間～280単位時間（標準）



学習障がい及び注意欠陥多動性障がいのある児童生徒の年間授業時数の下限が「年間10単位時間～」となっている理由は、月1時間程度（年間10時間程度）でも指導上の効果が期待できるという判断からです！

通級による指導の授業時数に関する規定

その1 他校通級の場合、通学に係る時間の取扱い

基本的に、通学時間を指導時間に含めることはありません。実際に指導を受けている時間をカウントします。

その2 通級による指導を長期休業中に実施すること

年間指導計画の中に組み込み、正規の教育課程として位置付ける場合には、授業時数に算定することも可能です。

※児童生徒の負担過重に配慮する必要があります。

(4) 通級による指導に関して学校が留意すべきこと

- ① 組織的かつ計画的に指導し、その成果を引き継いでいくために、**個別の教育支援計画や個別の指導計画**を校内委員会等で協議し、作成する。
- ② 通級による指導に関する**学習評価**を、**指導要録（総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄）**に記入する。

【記入すべき内容】

- ・ 通級による指導を受けた学校名
- ・ 通級による指導の授業時数
- ・ 指導期間
- ・ 指導内容や結果 等

※ 他校の児童生徒に対して通級による指導を行っている学校は、必要な範囲で通級による指導の記録を作成し、その写しを送付する。（児童生徒の在籍校は、それを参考に指導要録に必要事項を記入する。）

校長は、児童生徒に「特別の教育課程」を編成するか否かの判断を最終的に行う立場にあり、校内委員会を機能させ、教職員の共通理解の下、連続した多様な学びの場として通級による指導を位置付ける必要があります。



4 通級による指導の形態と配慮すべき事項

(1) 通級による指導の形態

- ① 自校通級 ・ ・ ・ 児童生徒が在籍する学級とは別の特定の場所で「特別の指導」を受ける。
・ ・ ・ 通常の授業時間中にその授業に替えて通級による指導を行う場合
→ 当該時間、通常の学級で行われる学習に遅れが生じないような配慮が必要

- ① その部分の学習を家庭で行うことができるような宿題や課題を出す。
- ② 放課後等に補充的指導を行う。
- ③ 家庭学習で補いやすい内容の教科を学習する時間に通級による指導を行う。
- ④ 通級による指導を受ける時間が特定の教科に偏らないよう、時間割の一部について、定期的、計画的に一部入れ替えを行う。

特定の教科や道徳、特別活動等の授業時数のすべてを通級による指導に充当することはNGです！



- ・ ・ ・ 放課後に通級による指導を行う場合
→ 児童生徒に負担過重とならないようにするための配慮が必要

- ② 他校通級 ・ ・ ・ 通級による指導を児童生徒が在籍する学校以外（他校の通級による指導の教室等）で受ける。

児童生徒が在籍する学校の校長が留意すべきことは・・・

- ① 通級による指導を行う学校の校長と十分協議して、教育課程を編成する。
- ② 情報交換等、学校間及び担当教員間の連携を密に行う。

通級による指導を担当する教員が果たすべき役割は・・・

- ① 所属する学校の役割
- ② 市町村（一定の区域）全体の教育を担う教員としての役割

- ・ 所属校以外の児童生徒、保護者の相談
- ・ 児童生徒の在籍する学校の学級担任への助言等
- ・ 区域内で障がいのある児童生徒の理解促進に関する業務 など



児童生徒の在籍校



通級による指導実施校
(通級による指導の教室設置校等)

- ③ 巡回による指導 ・ ・ ・ 通級による指導を担当する教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う。

コラム

指導人数は児童生徒の実態に合わせて！

通級による指導は、児童生徒の実態に合わせて行われるため、個別指導が中心となりますが、必要に応じてグループ指導を組み合わせることで、教育効果が高まることも考えられます。特にLDやADHDの児童生徒の中にはコミュニケーションや対人関係等に課題がある場合も少なくないため、グループ活動を計画的に取り入れることで、大きな教育効果が得られる場合もあります。



(2) 不登校の児童生徒と通級による指導

不登校の状態にある
児童生徒

→ 本来的には通級による指導の対象にはならない。

《ただし・・・》

心理的要因により社会的適応が困難となり，社会生活や学校生活に支障

+

通常の学級での学習におおむね参加

この場合は，通級による指導の対象になることが考えられます。

対象となるかどうかの判断には教育相談機関や教育支援センター（適応指導教室）との関連も考慮し，市町村教育委員会とともに慎重に検討することが必要です。